

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 30 日

全 国 連 合 小 学 校 長 会
全 日 本 中 学 校 長 会
全 国 高 等 学 校 長 協 会
全 国 特 別 支 援 学 校 長 会
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
全 国 中 学 校 文 化 連 盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
一般社団法人全日本吹奏楽連盟 御中
一般社団法人全日本合唱連盟
公益社団法人日本 PTA 全国協議会
独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
公益財団法人全国スポーツ推進委員連合
一般社団法人大学スポーツ協会
公益財団法人スポーツ安全協会

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
ス ポ ー ツ 庁 地 域 ス ポ ー ツ 課
文化庁参事官（芸術文化担当）付
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて

子供たちの安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、令和 8 年 5 月、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。子供たちの安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要があります。

このため、同月 19 日には、国土交通省と連携して、部活動の遠征等における安全確保について通知（以下、「5 月 19 日通知」という。）を発出しました。

加えて、更なる安全確保に向けて、同月 21 日に、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に

関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、関係者のヒアリング等も実施しながら、実効性のある安全対策について検討を行ってきました。

今般、同連絡会議における検討を踏まえ、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」をとりまとめ、各教育委員会等に添付の通り通知を発出しました。なお、本対策は、5月19日通知と同様に、部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用されます。

各団体等におかれては、5月19日通知及び本対策の趣旨を踏まえ、子供たちの安全確保に万全を期していただきますようお願いします。また、加盟の団体・連盟等に対してそれぞれ周知くださるようお願いいたします。

【添付資料】

- ・「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）
（令和8年6月30日付け8文科教第681号）

＜本件担当＞

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」について
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内線 2966）

○運動部活動について
スポーツ庁地域スポーツ課（内線 3953）

○文化部活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付（内線 2832）

○修学旅行等について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課（内線 2389）

○私立学校制度について
文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線 2531）

本年5月のバスによる移動中の死傷事故を受け、文部科学省と国土交通省において、学校教育等に関する移動の安全確保のための対策をとりまとめましたので、通知します。今回のような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、対応の徹底をお願いします。

8 文科教第 6 8 1 号

令和 8 年 6 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝

スポーツ庁次長

浅 野 敦 行

文化庁次長

日 向 信 和

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

文部科学省高等教育局長

合 田 哲 雄

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

学校教育等に関する安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、令和8年5月、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。子供たちの安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、学校教育等における移動に当たっては、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要があります。

このため、同月19日には、国土交通省と連携して、部活動の遠征等における安全確保について通知（以下、「5月19日通知」という。）を発出しました。

加えて、更なる安全確保に向けて、同月21日に、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、関係者のヒアリング等も実施しながら、実効性のある安全対策について検討を行ってきました。

今般、同連絡会議における検討を踏まえ、両省は「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」をとりまとめましたので、通知します。

本対策においては、学校教育等における自動車による移動時の安全確保について、（1）ガバナンスの徹底、（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化、（3）レンタカーでの契約の在り方、（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活

用、(5) 運転者の手配の在り方、(6) 教職員等の同乗について、(7) 安全意識の啓発・研修等の7項目にわたり、実効性のある対策をお示ししています。

学校教育等における安全の確保については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。学校教育等における移動に当たっては、5月19日通知に加え、本対策の内容を十分に踏まえ、児童生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、各国公立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人の長にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

【添付資料】

資料1 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」(令和8年6月30日 文部科学省・国土交通省)

資料2 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 フローチャート・Q&A(学校用)」

【参考資料】

・「部活動の遠征等における安全確保について(通知)」(令和8年5月19日付け8ス地ス第8号)

<本件担当>

文部科学省：電話 03-5253-4111 (代表)

○「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」について
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課(内線 2966)

○運動部活動について
スポーツ庁地域スポーツ課(内線 3953)

○文化部活動について
文化庁参事官(芸術文化担当)付(内線 2832)

○修学旅行等について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課(内線 2389)

○私立学校制度について
文部科学省高等教育局私学部私学行政課(内線 2531)

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず^{※1}、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う
- その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等^{※2}に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

令和8年6月30日

文部科学省

国土交通省

はじめに

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生した。子供たちの安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、学校教育等¹における移動に当たっては、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要がある。

このため、可能な取組を速やかに実施する観点から、同月19日には、文部科学省と国土交通省が連携して、部活動の遠征等における安全確保について通知（以下「5月19日通知」²という。）を発出した。加えて、同月21日に、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」（別添資料1）を設置し、関係者のヒアリング等も実施しながら、自動車による移動時の安全確保について実効性のある対策を検討した。

今般、連絡会議における検討を踏まえ、両省は本対策を取りまとめ、文部科学省は学校関係者に対して、国土交通省はバス事業やレンタカー事業等の関係者に対して、本対策の内容について周知し、学校教育等における移動の安全確保の徹底を図ることとした。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の男子ソフトテニス部の部員20名が、部活動の遠征のため新潟県から福島県に向かうマイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生した。
- 事故の発生を受け、同月7日以降、文部科学省では、学校法人北越高等学校の所轄庁である新潟県を通じて、北越高等学校に対して本件事故等について確認を実施するとともに、国土交通省では、北陸信越運輸局がバス事業者である蒲原鉄道等に

¹ 本文書は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）及び高等専門学校（第一学年から第三学年まで）における教育活動並びに部活動の地域展開による地域クラブ活動を主な対象として念頭に置いている。

² 「部活動の遠征等における安全確保について（令和8年5月19日8ス地ス第8号スポーツ庁地域スポーツ課長、文化庁参事官（芸術文化担当）、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知）」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00009.html

対して、立入調査及び監査等を実施しており、現時点においても事故の発生に至る経緯等について引き続き確認を行っている。

- 文部科学省による調査において、北越高等学校は、
 - ① 学校の管理職が、本件遠征の実施について、事前に把握できていなかった
 - ② 本件遠征において、引率は顧問の教員1名が行い、同教員はバスに同乗しなかった旨などを回答した。また、文部科学省は、
 - ③ 本件事故以前に作成されていた北越高等学校の「危機管理マニュアル」³には、校外活動での危機未然防止対策が記載されていなかった旨などを確認した。
- 国土交通省による調査等において、蒲原鉄道は、事故が起きるまで会社として同社担当者が関与していることを把握できていなかった旨などを回答した。
- また、本件事故については、当日使用されたバスや運転者の手配などの事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高等学校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況にあり、文部科学省及び国土交通省による調査等に対する回答において、北越高等学校と蒲原鉄道はそれぞれ、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答した。その他、北越高等学校と蒲原鉄道間では貸切バス契約も過去行っているが、その際には運送引受書を交付していなかった旨の回答も得ている。
- 本件については、現在も捜査中であり、引き続き、慎重に事実関係を確認する必要がある。

2. 今後の対策

- これまで、文部科学省では、児童生徒の安全確保に向け、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルの作成をはじめ、必要な措置が講じられるようガイドライン等を示し、対応を求めてきた。国土交通省では、道路運送法等の関係法令により、輸送の安全対策の強化を図る制度の整備を進めてきた。
- 学校教育等に関する児童生徒の移動に関して、今後、安全対策の実効性を高めるため、学校及び事業者の双方において組織としてのガバナンスの徹底や、学校及び

³ 学校保健安全法第29条に基づき、学校は、児童生徒等の安全の確保を図るために、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成する義務がある。

なお、北越高等学校は危機管理マニュアルを5月12日付けで改正し、校外活動での危機未然防止対策について追記した。

事業者の間で契約の透明化・文書化、運転者や自動車の適切な手配、教職員等の同乗、安全意識の啓発・研修などが重要である。

- その上で、学校教育等に関する児童生徒の移動については、地域の実情等に応じて、様々な移動手段の利用が考えられるところであり、公共交通機関以外の自動車について、主な移動手段の類型と留意事項等を別添資料2のように整理した。
- このうち、旅客自動車運送事業については、道路運送法等により、事業者による安全規制の遵守に加えて、国土交通省による事前・事後でのチェック体制が構築されている。学校がこの移動手段を活用する場合は、5月19日通知において、既に、留意点を示したとおり、以下の対策を行うことが重要である。
 - ①国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うこと
 - ②乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること
 - ③国土交通省作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（令和7年9月25日改訂）⁴等も適宜活用すること
 - ④貸切バスの場合は、貸切バス事業者から運送引受書⁵の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること
- また、公共ライドシェア⁶についても、道路運送法等に基づき、登録を受けた実施主体が旅客自動車運送事業に準じた安全対策を講じた上で運行がなされている（別添資料3参照）。学校がこの移動手段を活用する場合は、5月19日通知において、既に、留意点を示したとおり、同事業の登録を受けた実施主体に依頼することが重要である。
- さらに、スクールバスを含め、学校が乗車定員11名以上の自動車を1台以上所有する場合などは、道路交通法等に基づき、安全運転管理者の選任等の義務があり、安全管理に必要な業務を行うこととされている⁷。
- 上記の移動手段に加え、自家用車やレンタカーの利用が想定されるが、教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又

⁴ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

⁵ 旅行会社を介して貸切バスを手配した場合は、貸切バス事業者の名称及び運送事業許可の有無について、運送引受書ではなく、旅行契約書面及び最終旅行日程表等への記載等により明示されることから、これにより契約内容を明確化すること。以下、本文書において同じ。

⁶ 公共ライドシェアとは、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス（旅客から収受する対価は実費の範囲内）。

⁷ 安全運転管理者制度の概要（<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/seido.pdf>）

はスクールバス（別添資料 2 【A、B、C】）を利用することが基本となる。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情等も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等を利用することも含めて移動手段を検討することが重要である。

- 上記も踏まえ、学校教育等に関する児童生徒の移動に関して、5 月 19 日通知に加えて、今回とりまとめた対策は以下のとおりである。
- なお、現在、公立の中学校等を主な対象として、部活動の地域展開等が推進されており、展開後の地域クラブ活動についても、子供たちの安全確保は重要である。このため、本対策については、5 月 19 日通知と同様に、適用が可能な部分については、「学校」を「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」、「学校の管理職」を「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任者」、「部活動」を「地域クラブ活動」、「教職員」を「地域クラブ活動のスタッフ・指導者等」と読み替えて、部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用する。

（1）ガバナンスの徹底（別添資料 2 【A～E 全て】）

- 学校の設置者は、以下（2）～（7）を踏まえて学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対する適切な管理運営を行うこと。その上で、学校及び交通事業者等（貸切バス事業者、タクシー事業者、公共ライドシェア事業者、レンタカー事業者及び旅行業者。以下同じ。）は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応に当たること。
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、校外活動の移動の際の安全確保に責任を負う立場であるため、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等⁸による事前承認を含む安全管理を徹底すること。
その際、引率計画の書面等には、引率を行う日程・行程、引率する児童生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等を記載すること。
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡すること。
- 学校の設置者は、上記のガバナンスの徹底について、設置する学校の状況を把握し、その管理運営を適切に行うこと。

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化（別添資料 2 【A、B、E】）

⁸ 校務支援システムやコミュニケーションアプリ、メールを含む ICT の活用等も含む。以下、本文書において同じ。

- 学校は、移動手段の手配に当たって交通事業者等を利用する際、法令に基づく許可又は登録等を受けていることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度等を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付すること⁹。
- 学校、交通事業者等とともに、事業用自動車（いわゆる緑ナンバーの車両）、自家用自動車、レンタカーに限らず、当該自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。契約に関するこれらの書面については整理して保存しておくこと。

（３）レンタカーでの契約の在り方（別添資料２【Ｅ】）

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等¹⁰に依頼せず¹¹、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領し、当日携行すること。
- 学校は、レンタカー契約に際して、借り受ける自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的等をはじめ必要事項を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。
- 学校は、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しないこと¹¹。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用（別添資料２【Ｄ、Ｅ】）

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、別添資料４の「安全管理チェックシート」を参考に¹²、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認¹³（学校の管理職の承認）、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前

⁹ 貸切バス事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２に基づき、運送引受書の交付・保存が義務付けられている。

¹⁰ 交通事業者等以外の事業者を含む。（３）において同じ。

¹¹ 例えばレンタカー付き宿泊プランを利用するなど、法令上の登録を受けた旅行業者及び旅行業者代理業者を介してレンタカーを手配する場合を除く。

¹² 本チェックシートを教職員がチェックした後、学校管理職に提出するなどにより、チェックシートに記載された項目等について管理職が責任をもって確認を行うこと。なお、オンラインのフォーム等を活用することも考えられる。

¹³ 自動車の保険については、自動車損害賠償責任保険と併せて、任意保険に加入すること。なお、事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられている。

承認を徹底すること。

(5) 運転者の手配の在り方（別添資料2【D、E】）

- 学校は、自家用自動車（公共ライドシェアを除く）やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等¹⁴に直接依頼し、適切に契約すること。
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しないこと。
- 学校は、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないこと¹⁵を事前に確認すること¹⁶。
- 運転者の適性把握等に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）¹⁷による適性診断¹⁸を活用することも考えられること。

(6) 教職員等の同乗について（別添資料2【A～E全て】）

- 学校は、学校教育等における移動に自動車を使用する場合、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等の配置計画を立てた上で、適切に配置すること。

(7) 安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者¹⁹は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましいこと。
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努めること。
- 学校の管理職は、教職員に、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加を奨励するとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府

¹⁴ 自家用自動車管理業を行っている事業者や国による許可を受けて労働者派遣事業又は職業紹介事業を行っている事業者等

¹⁵ 例えば、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書や無事故・無違反証明書により人身事故歴や交通違反歴について確認することができる。

¹⁶ 運転者について、必要事項を都度確認する方法のほか、生徒を引率する可能性がある教職員等について予め必要事項を確認の上で登録制として運転者リストを管理する方法も考えられるが、その場合において運転免許の有効期限や事故歴・交通違反歴等について最新の状況が反映されるよう留意すること。

¹⁷ 自動車事故の発生防止と事故被害者の保護の増進を目的として設立された独立行政法人。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/jikotai/nasva/index.html>

¹⁸ 適性診断とは、運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うもの。

¹⁹ 部活動の地域展開後の地域クラブ活動においては、「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」と読み替える。

県私学担当部局等が、教職員に対する安全運転講習会や研修、セミナー等を実施する際に、必要に応じて安全意識の啓発を行うなど、研修、セミナー等への協力に努めること。

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者に対して、安全に関する情報提供を行うこと。

<参考>

別添資料1：学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議

別添資料2：学校教育等における移動手段の類型と留意事項

別添資料3：公共ライドシェア（交通空白地 自家用有償旅客運送）の活用について

別添資料4：安全管理チェックシート

（自家用車・レンタカー利用時）（事前確認用、当日確認用）

学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議の設置について

1.設置目的

部活動に伴う移動中の事故により高校生が亡くなられた磐越道バス事故のような痛ましい事故を二度と発生させることのないよう、学校教育等に関する移動時の安全確保に向け、文部科学省及び国土交通省が行うべき対策について、相互に学校関係者、バス事業者、レンタカー事業者等の視点やニーズを採り入れた方策となるよう検討し、実効性のある安全対策をとりまとめる

2.構成員

文部科学省

総合教育政策局長

スポーツ庁次長

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・
安全課長

初等中等教育局児童生徒課長

スポーツ庁地域スポーツ課長

文化庁参事官（芸術文化担当）

高等教育局私学部私学行政課長

国土交通省

物流・自動車局長

物流・自動車局安全政策課長

物流・自動車局旅客課長

総合政策局モビリティサービス推進課長

3.検討項目

- ・ 学校が交通手段を手配して部活動の遠征等を行う場合における安全確保のための効果的な方策
- ・ 交通手段の手配に係る契約手続に際し、安全確保のために交通事業者が留意すべき事項 等

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認)	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認)	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

公共ライドシェア (交通空白地 自家用有償旅客運送) の活用 について

公共ライドシェア とは、

バスやタクシーによって移動手段を確保することが困難な地域において、住民等の移動の足を確保する必要性に鑑み、市町村、NPO法人等が、自家用車を活用して提供する非営利の旅客運送 です。

この公共ライドシェアは、道路運送法に基づき登録を受け、輸送の安全の確保のため必要な措置を講じた上で、運行 されております。

＜導入状況：令和8年3月末時点＞

865団体、6,307両

(全国1,741の市区町村のうち681の市区町村(39%)が導入)



※ 要介護者や身体障害者等のための自家用福祉有償運送も、同じ安全措置が講じられています。

- ◎ 緑ナンバーに準じた安全対策を講じております。公共ライドシェアの運送主体が責任を負い、輸送の安全確保を図っております。

公共ライドシェアの登録時には、

- 運転者に対して、国土交通大臣の定める講習の受講
- 運送主体による、自動車運送事業に準じた運行管理や車両整備管理の実施
- 運送主体による、任意保険への加入

を義務付け、これらの順守を登録時に確認しております。

- ◎ 2年ごとの運送主体の登録更新時に、運転者の事故や法令違反の状況を確認し、悪質な場合には更新を取り消す等の措置を講じております。

- ◎ バス、タクシー事業者の協力による取組も広がっております。

ノウハウを有するバス・タクシー事業者に委託して運行管理や車両の整備など安全対策を講じる取組が全国で急速に普及しております。

公共ライドシェアの安全確保 ① 運転者の資質

地域住民等が協力してドライバーとなる場合も多いこと等も踏まえながら、安全運行に必要な資質を確保するため、公共ライドシェアの運転者の資格として、

- ・ **第2種運転免許**の保有 または
- ・ **第1種運転免許**の保有
- + **国土交通大臣認定の講習**の受講

のいずれかを満たしていることを求めています。

(交通空白地有償運送運転者講習)

講習の科目	必要時間	講習内容
1 関係法令等に関する講義	20分	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識等
2 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義	50分	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等
3 運転方法に関する講義	40分	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等
4 運転方法に関する演習	受講者一人当たり20分	運転方法及び利用者の視点

公共ライドシェアの安全確保 ② 安全運行の体制

- 公共ライドシェアの運送主体には、**法律に基づく講習を受講した「運行管理責任者」の選任が義務付け**られています。
- 運行管理責任者は、法律に基づき**自動車運送事業に準じた運行管理**を実施しています。
 - **運転者の管理、指導監督**（運転者要件への適合確認、運転者台帳等の管理、運転者への安全運転、業務記録の作成、健康診断の受診等に関する指導）
 - **点呼の実施**（**アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認、疾病・疲労の確認等**）
 - **運行計画の作成**（交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保等を含む）等
- 公共ライドシェアの運送主体には、車両の整備や事故発生時の対応にも万全を期するため、**整備管理責任者や事故対応責任者の選任も義務付け**られています。

公共ライドシェアの安全確保 ③ 任意保険への加入

- 公共ライドシェアの運送主体には、**自動車運送事業者と同様の任意保険（自動車保険）への加入が義務付け**られています（対人賠償責任保険 保険金額：一人につき8,000万円以上、対物賠償責任保険 保険金額：一件につき200万円以上）。

※ 運送主体が地方公共団体である場合を除く。

国土交通省では、引き続き「地域の足」と「安全」の確保に万全を期して参ります。

<参考：公共ライドシェアの事故発生状況（令和6年度実績）>

- 死亡事故：0件
- 重大事故（乗客、乗員又は歩行者1名以上の重傷者）：4件



公共交通利用促進キャラクター
「のりたろう」



自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

事前確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の計画

☐ 引率計画(下記項目を含む)について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 引率する生徒(人数、氏名)
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 使用する自動車(定員数、管理者)
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

※無理のない移動(運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案)を計画しましょう。

<参考> 貸切バス等乗務者の場合

- ・ 運転時間(1日9時間以内《2日平均》)
- ・ 連続運転時間(4時間以内《概ね2時間までに努める》)
- (運転中断は10分以上/回、合計30分以上) 等

☐ 校外活動等の計画(下記項目を含む)について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 費用負担
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？



運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

<参考> 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合

- ・ <乗合バス・タクシー> 事故惹起運転者(死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者)は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ・ <公共ライドシェア> 2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
(例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。)

☐ (レンタカーの場合)実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。



自動車(自家用車の場合)

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。)



安全管理チェックシート

当日確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の実施

- ☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。
- ☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。
- ☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？
- ☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
- ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？



運転者の状況

- ☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
- ☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？
- ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
- ☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？



自動車の状況

自家用車の場合

- ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
- ☐ 有効な車検証を備え付けていますか？
- ☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？
※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう)。

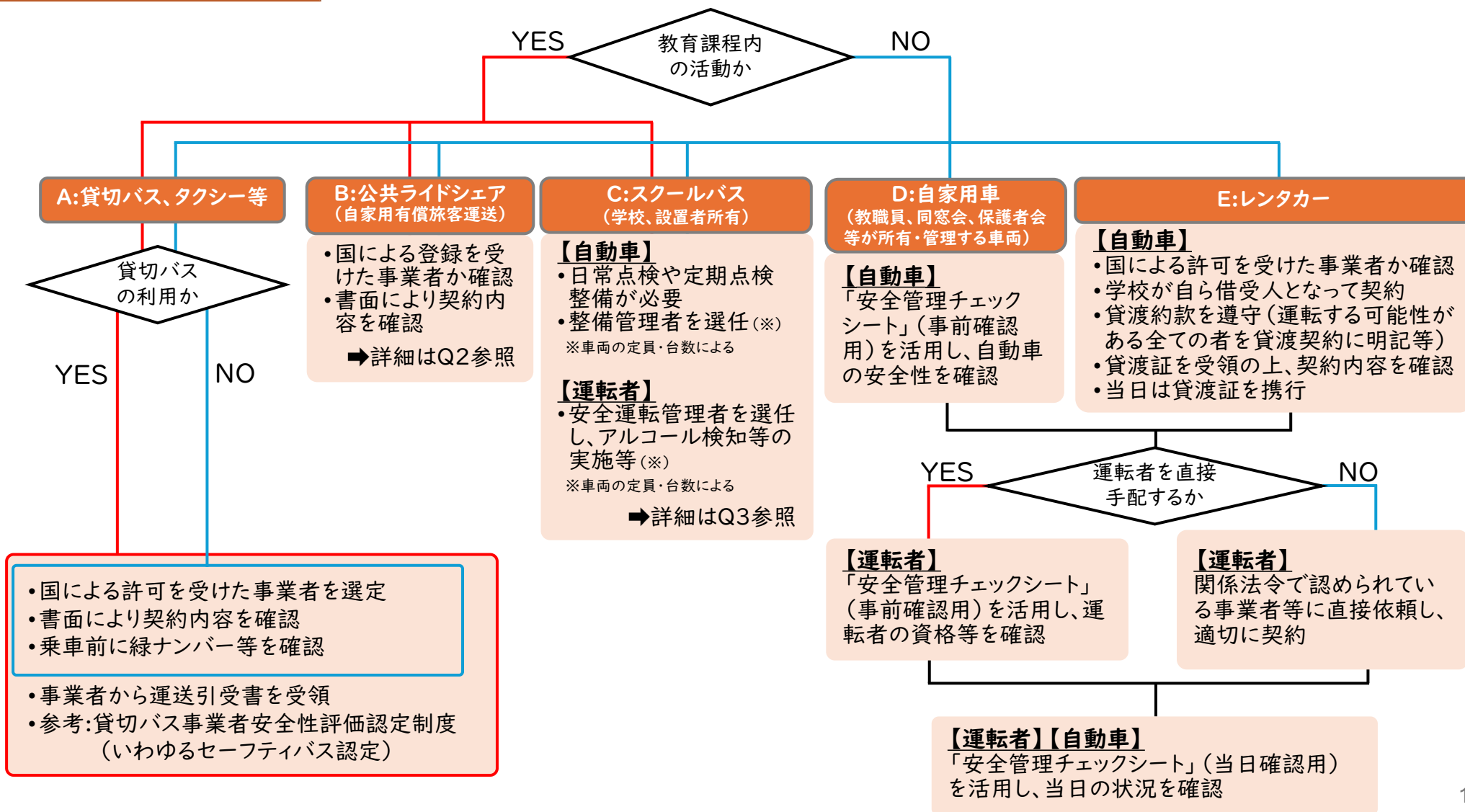
レンタカーの場合

- ☐ 貸渡証を携行していますか？

- 適切な移動手段を検討の上、次頁以降に示すQ&Aも参照し、各移動手段に応じた留意点を踏まえて対応すること。
- 引率計画において書面等により管理職の承認を事前に得ること。

移動手段の検討の流れ

※このほか、公共交通機関の利用が可能な場合、その利用も検討すること



学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 Q&A (学校用) ①

Q.1 貸切バス、タクシー等を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.1 以下の4点について留意が必要です。

- 事業者の選定に当たっては、法令に基づく国による許可又は登録等を受けた事業者であることを確認すること
- 書面により契約内容（契約主体、内容等）を確認すること
特に、貸切バスの場合は、事業者から運送引受書を受領すること
- 乗車前にナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を確認すること
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度（いわゆるセーフティバス認定）を参考とすること

Q.2 公共ライドシェア（自家用有償旅客輸送）を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.2 以下の2点について留意が必要です。

- 法令に基づく国による登録を受けた事業者であることを確認すること
- 書面により契約内容（契約主体、内容等）を確認すること

Q.3 学校や設置者が所有するスクールバスを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.3 車両の管理に当たっては、以下の2点について留意が必要です。

- 日常点検整備（ブレーキ機能、タイヤの損傷の有無、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量等を走行前に確認）や定期点検整備（12ヵ月点検、24ヵ月点検等）などを行う必要
- 定員11～29人以下のバスを2台以上、定員30人以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要

また、運転者の手配・管理に当たっては、以下の2点について留意が必要です。

- 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等
- 安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施

※定員11名以上の自動車を所有している等の場合

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 Q&A(学校用) ②

Q.4 自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両)を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.4 自動車については、「安全管理チェックシート」に基づく確認を行い、管理職に提出しましょう。

また、運転者の手配・管理に当たっては、A.6を参照してください。

Q.5 レンタカーを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.5 車両の手配・管理に当たっては、以下の4点について留意が必要です。

- 法令に基づく国による許可を受けた事業者であることを確認すること
- 学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約を行うこと
- 運転の可能性のある全ての者を貸渡契約に明記し、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること
- レンタカー事業者から貸渡証を受領の上、契約内容を確認し、当日携行すること

また、運転者の手配・管理に当たっては、A.6を参照してください。

Q.6 運転者の手配については、どのようなことに留意すればよいですか。

A.6 以下の3点について留意が必要です。

- 学校は、自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること
- 学校は、手配する運転者について、「安全管理チェックシート」に基づき、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保持していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること
- 運転者の適性把握等に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による適性診断を活用することも考えられること

Q.7 生徒を引率する場合、教職員がバス等に同乗すべきですか。

A.7 児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等(部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。)が同乗することが望ましいことを踏まえて、学校は必要な教職員等の配置計画を立て、適切に配置することが重要です。

今般の死傷事故を受け、部活動の遠征等における安全確保について留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、対応の徹底をお願いします。

8 ス 地 ス 第 8 号
令和 8 年 5 月 19 日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

スポーツ庁地域スポーツ課長

鈴木 文 孝

文化庁参事官（芸術文化担当）

小 野 賢 志

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

中 園 和 貴

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

黒 沼 一 郎

部活動の遠征等における安全確保について（通知）

部活動における安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、今般、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での部活動の遠征のための移動中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。

部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置が必要です。

部活動も含め、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としては、参考資料のとおり、これまでに、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和 3 年 6 月）、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月）等を示してきたところです。

今般の事故については、現在、調査等が進められているところではありますが、今般の事故を受け、各学校において部活動の遠征等を実施するに当たり、改めて、安全確保のための留意点等について下記のとおり通知しますので、部活動を含む学校教育活動の実施に当たっては、生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

本件については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、各国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、国土交通省総合政策局及び物流・自動車局とあらかじめ協議済であることを申し添えます。

記

1. 部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと。

その際、自動車で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。

また、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられている。改めて、文部科学省が示している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和 3 年 6 月）等に基づき、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うこと。

あわせて、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。

2. 事業者との適切な契約の締結等について

部活動も含めた校外活動について、事業者に貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。その際、国土交通省作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（令和 7 年 9 月 25 日改訂）等も適宜活用すること。特に、貸切バスの場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。

自治体等の主体が安全管理責任を負う自家用有償旅客運送（いわゆる公共ライドシェア）を利用する場合は、同事業の登録を受けた実施主体に依頼すること。

また、学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認を含め、安全確保を図ること。レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、貸渡約款に違反するとレンタカー事業者がレンタカーについて締結している保険契約に基づく保険金等が支払われない可能性があるため、その自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。

3. 遠征等の必要性や移動手段の検討について

部活動において、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保について万全を期すること。

また、遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討を行うこと。なお、遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

4. 部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

部活動中の安全確保については、「学校における体育活動中の体罰・ハラスメント等の根絶及び事故防止について」（通知）（令和8年3月31日付け7ス政策第19号）等で示してきたところ、改めて、事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定（保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等）、教職員に対する研修（事故予防、事故発生時の応急手当等）など、学校において活動中の事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

また、部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施し、再発防止策を講じること。

5. 全体について

上記1～4を含め、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）も踏まえ、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であること。

また、部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、同ガイドライン等を踏まえ、事故防止を含む、生徒の安全・安心の確保を図ること。

<本件担当>

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁地域スポーツ課（内線 3953）

○文化部活動に関すること

文化庁参事官（芸術文化担当）付（内線 2832）

○学校の危機管理マニュアルを含む学校の安全管理について

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内線 2966）

○私立学校制度について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線 2531）

学校保健安全法（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 （略）

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）（抜粋）

第 1 章 危機管理マニュアルについて

1-1 各学校における危機管理マニュアルの作成について

作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

〔想定される危険等〕

- 日常的な学校管理下における事故等（体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）
- 交通事故（通学・通園中、校外活動中の交通事故）
- 災害（地震・津波や風水害などによる被害）
- その他の危機事象（学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

（参考：手引全体版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

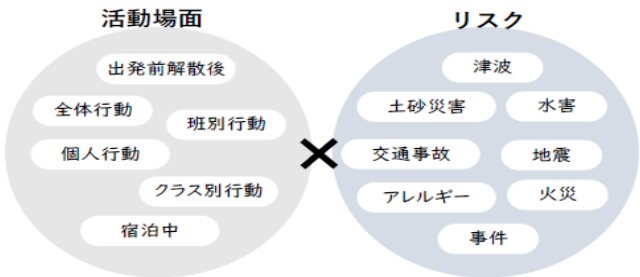
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）（抜粋）

[解説編] 2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室などでは、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。



あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携帯すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。

記載の視点	
- 校外活動全般における事前検討・対策 - 校外学習先の地域のリスク調査 - 事前の下見において確認すべき事項 - 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認 - 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整 - 各種連絡体制・連携方法 - 引率教職員間、引率教職員・学校間 - 個別活動中の児童生徒等と教職員との間	- 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策 - 校外活動における携行品 - 校外学習開始時の確認事項

[サンプル編] 2 事前の危機管理

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	- 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 - 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 - 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 - 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 - 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 - 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 - 一人で避難できない児童への対応について検討する。
--------	---

(参考：ガイドライン全体版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(令和 7 年 12 月) (抜粋)

IV 学校部活動の在り方

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。

(参考：ガイドライン全文)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf